

指定緊急避難場所等の指定基準

■指定緊急避難場所の指定基準

災害対策基本法第 49 条の 4、災害対策基本法施行令第 20 条の 3～5、災害対策基本法施行規則第 1 条の 3～6 に基づく、指定緊急避難場所の指定基準を以下のとおりとする。

災害の種類	指定基準
洪水	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として浸水想定区域外に立地していること。 2 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること。 3 大雨や風から身を守ることができること。
地すべり・がけ崩れ等の土砂災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 市街地内の可住地に土砂災害危険箇所等は存在しないが、土砂災害が発生するような気象状況では、洪水が同時に発生する可能性が高いため、浸水想定区域外であること。 2 地域防災計画で指定している地すべり・がけ崩れ等予想区域外であること。 3 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること。 4 土砂災害が発生する気象状況（大雨等）から身を守ることができること。
地震	<ol style="list-style-type: none"> 1 昭和 56 年 6 月 1 日の建築基準法施行令改正以降の新耐震基準に適合するなど地震に対して安全な構造であること。 2 緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること。 3 冬季の積雪や寒さから身を守ることができること。
大規模な火事	<ol style="list-style-type: none"> 1 門扉の開錠が不要な公園やグラウンド等のスペースであること。 2 緊急時に門扉の開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること。 3 公園やグラウンドなど延焼を防ぐような広場等を有しているか隣接していること。

■指定避難所の指定基準

災害対策基本法第 49 条の 7、災害対策基本法施行令第 20 条の 6 に基づく、指定避難所の指定基準を以下のとおりとする。

- 1 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。